

入札概要書

1 入札に付する事項

(1) 業務名

獣脚類ティラノサウルス及び角竜類ユタケラトプスの頭骨（複製）作製業務

(2) 業務内容

仕様書による。

(3) 業務委託期間

契約締結日から令和6年3月31日（日）まで

(4) 納品場所

徳島県徳島市八万町向寺山 徳島県立博物館

2 入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請等について

(1) 必要な資格

次のア～オのすべてに該当する者であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格要綱（昭和56年徳島県告示第26号）第4条第1項の規定による審査により資格を有すると認められた者であり、営業種目「D501 模型・標本」に登録がある者であること。

ウ 過去3年間に、恐竜骨格の複製を作製し、博物館等に納入した実績がある者であること。

エ 徳島県物品購入等に係る指名等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

オ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者と認められる者でないこと。

(2) 一般競争入札参加資格申請書について

上記イにおいて資格を有していない者は、一般競争入札参加資格申請書（徳島県ホームページからダウンロードするか、徳島県経営戦略部管財課において配布されているものを使用すること。）に必要書類及び本概要書を添付して、次に掲げる提出期限までに、次に掲げる提出場所まで提出しなければならない。なお、申請内容について審査担当職員から説明を求められた場合はこれに応ずること。資格審査の結果については、申請者へ通知が行われる。

ア 提出期限

令和6年1月31日（水）午後5時

イ 提出場所

徳島県徳島市万代町1丁目1番地 徳島県庁4階
徳島県経営戦略部管財課調度担当

電話番号：088-621-2066

ファクシミリ番号：088-621-2828

電子メールアドレス：kanzaika_eshinsei@mail.pref.tokushima.jp

3 入札概要書等の交付

(1) 交付場所

徳島県ホームページにて無料で交付する。

(2) 交付期間

令和6年1月23日（火）から令和6年2月1日（木）まで

4 入札についての質問受付先、提出方法、受付期間及び回答

(1) 質問受付先

徳島県立二十一世紀館 総務担当

(2) 提出方法

質問書を以下の方法で提出すること

ア ファクシミリ（088-668-7196）

イ 電子メール（nijuuisseikikan@pref.tokushima.jp）

ウ 質問書の郵送

エ 質問書の持参

(3) 受付期間

令和6年1月23日（火）から令和6年1月31日（水）までとし、持参の場合は、月曜日を除く午前9時30分から午後5時までとする。

なお、ア、イ、ウの場合は令和6年1月31日（水）午後5時必着とし、ア、イについては送信を行った際には電話（代表088-668-1111）あてにその旨一報すること。

(4) 持参及び郵送の場合の提出先

〒770-8070 徳島県徳島市八万町向寺山 徳島県立二十一世紀館 総務担当

(5) 回答

徳島県ホームページに掲載する。

5 入札参加資格確認申請

(1) 入札参加資格確認申請の手続き

入札に参加しようとする者は、入札参加資格の確認を受けるため、別紙「提出書類一覧表」のうち「入札参加資格確認申請時」に記載の書類を次により提出すること。

ア 提出方法

持参又は郵送による。郵送の場合は書留郵便によることとし、封筒の表面に「獣脚類ティラノサウルス及び角竜類ユタケラトプスの頭骨（複製）作製業務に係る入札参加資格確認申請」と朱書すること。

イ 提出期間

令和6年1月23日（火）から令和6年2月1日（木）までとし、持参の場合は、月曜日を除く午前9時30分から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。以下

同じ。)とする。

また、郵送の場合は、令和6年2月1日(木)午後5時必着とする。

ウ 提出先

〒770-8070 徳島市八万町向寺山 徳島県立二十一世紀館 総務担当

(2) 入札参加資格の審査及び審査結果の通知

ア 提出期間内に提出書類を提出しない者又は入札参加資格の審査の結果、入札参加資格が認められない者は、入札に参加することができない。

イ 入札参加資格の審査に当たり提出された書類の返却はしない。

ウ 県から提出書類等に関し、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

エ 入札参加資格の審査結果は、入札参加資格確認通知書により入札参加資格確認申請書を提出した全ての者へ令和6年2月2日(金)に通知する。

6 入札手続等

(1) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時

令和6年2月6日(火)午後2時

イ 場所

徳島県徳島市八万町向寺山 徳島県立二十一世紀館 会議室2

ウ 郵送(書留郵便に限る。)による場合の入札書の提出期間及び提出先

(ア) 提出期間

入札参加資格通知後から令和6年2月5日(月)までに必着のこと。

(イ) 提出先

徳島県徳島市八万町向寺山 徳島県立二十一世紀館 総務担当

(2) 入札の方法

「獣脚類ティラノサウルス及び角竜類ユタケラトプスの頭骨(複製)作製業務一式の総価」で行う。

(3) 入札書の作成等(「入札書記載例」参照)

ア 入札書は所定の様式によるものとし、次に掲げるところにより作成しなければならない。

(ア) 入札書には、入札金額、委託業務名、入札年月日並びに住所及び氏名を記載しなければならない。

(イ) 文字はすべて「かい書」とし、インク又はボールペンで明確に記載すること。

(ウ) 「入札金額」はアラビア数字により記載し、訂正してはならない。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札とするので、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(エ) 「委託業務名」は、業務名を明確に記載すること。

(オ) 住所、氏名については、次の区分により正確に記載しなければならない。

a 代表者が入札する場合は、代表者の住所及び氏名（法人、組合等にあつては、当該法人、組合等の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名）を記載すること。

b 代理人が入札する場合は、代理権を与えた者の住所及び氏名（法人、組合等にあつては、当該法人、組合等の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名）並びに代理人の住所、氏名を記載すること。

イ 入札参加者は、入札業務、契約条項等及び県の係員から指定された事項を承知の上、前号による入札書を作成し、封筒に入れて提出しなければならない。この場合において、代理人により入札させるときは、代理権を証する委任状を提出しなければならない。また、代表者又はその代理人の本人確認のため、顔写真入りの身分証明書等の提示を求めるので、入札書を持参する者は必ず提示すること。

(1) のウに基づく郵送に当たっては、二重封筒による書留郵便とすること。内封筒に入札書を入れて厳封の上、氏名及び「獣脚類ティラノサウルス及び角竜類ユタケラトプスの頭骨（複製）作製業務に係る入札書在中」と記載し、外封筒に「獣脚類ティラノサウルス及び角竜類ユタケラトプスの頭骨（複製）作製業務に係る入札書在中」と記載すること。

ウ 入札参加者は、その提出した入札書を書き換え又は撤回することができない。

(4) 入札書の無効

ア 2 に規定する入札参加者に必要な資格のない者のした入札

イ 指定した日時までに指定した場所に到着しない入札又は郵便入札の場合であつて外封筒の表面に「獣脚類ティラノサウルス及び角竜類ユタケラトプスの頭骨（複製）作製業務に係る入札書在中」の記載がなく、入札書であることが確認できなかった入札

ウ 記名のない入札

エ 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額を以て価格を表示しない入札並びに次に掲げるところによりした入札

(ア) 鉛筆、その他容易に改ざんできる筆記具で作成したもの

(イ) 金額をアラビア数字以外で記載し、又は訂正したもの

(ウ) 「委託業務名」で業務名の記載のないもの又は記載を誤ったもの

(エ) 「住所」及び「氏名」の記載を誤ったもの

オ 他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

カ 代理人が入札する場合に委任状を提出しなかった入札

キ 同一事項に対してした2通以上の入札

ク 入札書を持参する場合において、本人確認ができない者の入札

ケ 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

(5) 開札に立ち会う者に関する事項

この入札の開札は、入札の場所において、入札参加者の立ち会いのもとで行う。開札に立ち会う入札参加者がいない場合は、本件入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

(6) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札参加者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。なお、開札に立ち合わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって本件入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

(7) 再度入札等

入札執行回数は1回とし、予定価格の制限の範囲内の価格で有効な入札がないときは入札を終了する。

7 契約の締結について

(1) 契約の締結

落札者は、落札決定の通知を受けた日から起算して5日以内に県が指定する契約書により、契約を締結しなければならない。この期間に落札者が契約の締結をしないときは、その者の落札は効力を失うものとする。

(2) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(3) 入札保証金及び契約保証金

免除

8 情報公開について

入札結果、参加事業者名は情報公開の対象となり、公表するので、参加事業者にあっては旨了解の上入札すること。